

●香川県警察本部告示第3号

香川県警察職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

香川県警察本部長 山 田 尚 義

香川県警察職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

香川県警察職員の職の設置に関する規程（平成12年香川県警察本部告示第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警察官、<u>事務職員</u>又は<u>研究職員</u>をもって充てる職)</p> <p>第2条 香川県警察本部に次に掲げる職を置き、警察官、<u>事務職員</u>（<u>職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条第1項第1号の行政職給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）</u>）又は<u>研究職員</u>（<u>同項第3号の研究職給料表の適用を受ける職員をいう。</u>）をもってこれに充てる。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 課付</p> <p><u>(16) 師範</u></p> <p><u>(17) 主席研究員</u></p> <p><u>(18) 上席専門官</u></p> <p><u>(19) 副主幹</u></p> <p>(20) 係長</p> <p>(21)～(31) 略</p> <p>2 香川県警察学校に次に掲げる職を置き、警察官又は<u>事務職員</u>をもってこれに充てる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 校長補佐</p> <p><u>(6) 師範</u></p> <p><u>(7) 上席専門官</u></p> <p><u>(8) 副主幹</u></p> <p>(9) 係長</p>	<p>(警察官、<u>事務吏員</u>又は<u>技術吏員</u>をもって充てる職)</p> <p>第2条 香川県警察本部に次に掲げる職を置き、警察官、<u>事務吏員</u>又は<u>技術吏員</u>をもってこれに充てる。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 課付</p> <p><u>(16) 副主幹</u></p> <p><u>(17) 師範</u></p> <p><u>(18) 主席研究員</u></p> <p><u>(19) 上席専門官</u></p> <p>(20) 係長</p> <p>(21)～(31) 略</p> <p>2 香川県警察学校に次に掲げる職を置き、警察官、<u>事務吏員</u>又は<u>技術吏員</u>をもってこれに充てる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 校長補佐</p> <p><u>(6) 副主幹</u></p> <p><u>(7) 師範</u></p> <p><u>(8) 上席専門官</u></p> <p>(9) 係長</p>

(10)～(19) 略

3 警察署に次に掲げる職を置き、警察官又は事務職員をもってこれに充てる。

(1)・(2) 略

(3) 交通官

(4) 地域交通官

(5) 総務官

(6)・(7) 略

(8) 課長代理

(9) 上席専門官

(10) 副主幹

(11) 係長

(12)～(20) 略

(技能職員をもって充てる職)

第3条 香川県警察本部、香川県警察学校及び警察署に置く技能職員(職員の給与に関する条例第16条の3に規定する職員をいう。)をもって充てる職は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

2 略

(10)～(19) 略

3 警察署に次に掲げる職を置き、警察官、事務吏員又は技術吏員をもってこれに充てる。

(1)・(2) 略

(3) 交通官

(4) 総務官

(5)・(6) 略

(7) 課長代理

(8) 副主幹

(9) 上席専門官

(10) 係長

(11)～(19) 略

(警察官、事務吏員及び技術吏員以外の職員をもって充てる職)

第3条 香川県警察本部、香川県警察学校及び警察署に置く警察官、事務吏員及び技術吏員以外の職員をもって充てる職は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

2 略

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。